

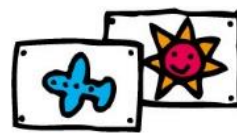
「もっと学びたい」を応援！

綾川町ひとり親家庭等学習支援事業 のご案内

令和6年8月から令和7年2月まで、月2回、ご自宅に学習支援員がお伺いします。お子様の宿題はもちろん、国語や算数など、希望の科目について教科書を中心に個別指導をします。お子様に合わせた個別指導を行いますので、苦手科目の克服や学習習慣を身に着けるチャンスとして、ぜひご活用ください。

【対象児童】

町内に在住する小学校3学年～6学年の児童



【利用できる方】

以下の①②のいずれかと③④の要件を満たしている方が対象です。

- ① **児童扶養手当の受給資格を有する方**
- ② **申請時において、令和6年度分の住民税（均等割）非課税世帯の方**
- ③ **学習塾、家庭教師、通信教育等を利用していない方**
- ④ **他の学習支援事業を利用していない方**

※ひとり親以外の世帯の方でも、②に該当する場合は申請できます。



【利用料】 **無料**（教材費は自己負担です） 【利用定員】 **5名程度**

【申請期間】 **令和6年6月17日（月）～令和6年7月5日（金）**

【申請方法】 **綾川町ひとり親家庭等学習支援事業申請書**を提出
提出場所：綾川町役場子育て支援課 又は 綾上支所

【申請の流れ】

- ① 「綾川町ひとり親家庭等学習支援事業申請書」を町に提出
- ② 綾川町で審査を行い、利用者の決定を行います
※希望者が多い場合は選考を行います。利用者の決定のために、追加でお話をお伺いすることがあります。
- ③ 利用決定・不決定通知書をお送りします
- ④ 委託業者と希望の科目などを打ち合わせを行い、学習支援を開始します

【お問合せ】 **綾川町役場子育て支援課** TEL **087-876-6510**